

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から4年7月まで

私は、当初、保険料を納付していなかったが、平成4年6月頃に会社を退職した際に支給された退職金により、まとめて納付したことを記憶しているため、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月頃に会社（社会保険未適用）を退職した際に支給された退職金により、未納であった保険料をまとめて納付したことを記憶していると述べているところ、申立人が納付したとする時期において、申立期間は時効前であり、遡って保険料を納付することが可能であった。

また、i) 申立人が納付したとする金額は、申立期間のうち、申立人が保険料をまとめて納付した時点では過年度となる平成3年1月から4年3月までの期間の保険料額と近似していること、ii) 申立人は退職後に手元に届いた納付書により保険料を納付したと述べているところ、これは、申立人の居住する県内の社会保険事務所（当時）で行われていた過年度保険料の納付勧奨方法（全滞納者に原則6月に納付書発行）とも一致していることから、申立人が、退職時に手元に届いていた納付書により、申立期間のうち3年1月から4年3月までの期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、一度まとめて保険料を納付した記憶はあるとするものの、複数回納付したとの記憶は無く、申立期間の終期を平成4年7月までとしたことについても確たる根拠は無いとしている上、申立人が、申立期間のうち同年4月から同年7月までの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から50年12月まで
② 昭和51年4月から同年9月まで

私の家族の国民年金の加入手続や保険料納付などは全て母が行っており、20歳になった頃、母から、国民年金の加入について聞いた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和53年4月頃に行われたものとみられ、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。また、加入手続時点で時効前であり、国民年金保険料を遡って納付することが可能であった申立期間②の前後の期間の保険料は納付されており、加入手続以降の期間に保険料の未納は無いことから、申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立人は、20歳になった頃に、その母が、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたと思うと述べているところ、上記のとおり、加入手続は53年4月頃に行われたものとみられることから、加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、加入手続時点で、申立期間①の保険料は既に時効のため遡って納付することはできない。

また、申立人は、その母から保険料納付の詳細を聞いていないことから、その母が、特例納付制度を利用して申立期間①の保険料を納付したと推認す

ることも困難である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から同年11月1日まで

年金事務所にA事業所における標準報酬月額について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かったが、申立期間も訂正前と同じ給与額をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年11月1日）の後の平成7年11月21日付けで、30万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元代表取締役の妻は、「会社で経理や社会保険事務を担当していたのは私であり、申立人は取締役であったが、全く関与していなかった。」と証言しており、複数の元従業員も、申立人が社会保険事務に関与していなかったことを証言していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成15年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月16日から同年7月16日まで
年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間において、A事業所に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細票及びA事業所における雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細票から確認できる支給総額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A事業所における申立人に係るB健康保険組合の資格

喪失日と厚生年金保険の記録における資格喪失日が一致しており、B健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成15年5月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 2102

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和22年12月7日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月17日から同年12月7日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所における資格喪失日は、昭和22年6月17日であるとの回答を得たが、当該事業所の退職日は、同年12月6日であることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A事業所において、昭和22年4月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月17日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、B事業所（A事業所が名称変更）から提出された申立人に係る社会保険の加入記録によれば、申立人のA事業所における退職日は、昭和22年12月6日であることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は2種類保管されており、申立人及び申立人と連番になっている同僚の資格取得年月日は、いずれも昭和22年4月25日と記載されているところ、書換え前と考えられる同名簿によれば、申立人の同僚に係る資格喪失日が同年6月17日と記載されており、申立人に係る被保険者資格の喪失日は記載されていないことが確認できる。

一方、書換え後と考えられる健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同僚に係る被保険者資格の喪失日は記載されておらず、申立人に係る被保険者資格の喪失日が昭和22年6月17日と記載されていることが確認でき

る。

さらに、年金事務所に申立人に係る記録の管理及び同僚の記録との矛盾点について確認したところ、「申立人に係る年金記録の管理に不自然な点があることについて、合理的な説明はできない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、A事業所の事業主は、申立人が昭和22年12月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年4月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②に係る標準賞与額の記録については、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における平成15年7月1日の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から21年9月1日まで
② 平成15年7月1日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月22日
⑤ 平成19年8月1日
⑥ 平成19年12月25日
⑦ 平成20年7月16日
⑧ 平成21年6月22日
⑨ 平成21年12月21日

A事業所における申立期間①に係る標準報酬月額は、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料額と比較して低いことが分かった。また、同事業所における申立期間②の賞与の記録が無く、申立期間③から⑨までに係る標準賞与額は、賞与支払明細書において確認できる賞与額より過少に記録されていることが分かった。

申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑨までの標準賞与額を正し

い記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成15年4月は47万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間①のうち、平成15年4月に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成4年8月から15年3月まで及び同年5月から21年8月までの期間について、給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から確認できる標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は下回る額であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②について、賞与支払明細書により、申立人は、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②における申立人に係る標準賞与額について、42万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届を提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月1日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の標準賞与額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨について、申立人はオンライン記録上の標準賞与額を超える賞与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額のそれぞれを比べ認定される標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致又は下回る額であることが確認できることから、当該期間に係る標準賞与額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、自宅の購入や子供の誕生等のため、生活費、税金等の支払いで一杯一杯であったことから国民年金保険料の支払いが滞りがちになっていたが、申立期間の保険料は、妻が市役所で納付書を発行してもらい、何回かに分けて遡って納付したと記憶している。申立期間の一部について保険料が免除されているが、免除を申請した記憶は無く、申立期間が未納期間又は免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付について、遅れながらも何回かに分けて市役所に赴き納付していたと述べているのみで、納付時期、納付回数及び納付金額の具体的な記憶は無い上、申立期間以外の保険料が納付済みとされている期間との区別も明確ではなく、申立人の妻の主張が特に申立期間の保険料の納付を指すものと推認することもできないことから、申立期間の保険料の納付についてうかがい知ることは困難である。

また、申立人夫婦の保険料が未納とされている期間も一致している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、自宅の購入や子供の誕生等のため、生活費、税金等の支払いで一杯一杯であったことから国民年金保険料の支払いが滞りがちになっていたが、申立期間の保険料は、市役所で納付書を発行してもらい、何回かに分けて遡って納付した。申立期間の一部について保険料が免除されているが、免除を申請した記憶は無く、申立期間が未納期間又は免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、遅れながらも何回かに分けて市役所に赴き納付していたと述べているのみで、納付時期、納付回数及び納付金額の具体的な記憶は無い上、申立期間以外の保険料が納付済みとされている期間との区別も明確ではなく、申立人の主張が特に申立期間の保険料の納付を指すものと推認することもできないことから、申立期間の保険料の納付についてうかがい知ることが困難である。

また、申立人夫婦の保険料が未納とされている期間も一致している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から同年7月まで

私は、平成4年4月頃に国民年金の加入手続を行い、自分名義の預金口座からの引き出しと親からの援助とを合わせて市役所で保険料をまとめて納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を平成4年4月頃に行つたと述べているところ、申立人が居住する市の電算記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格は13年1月の届出により取得したものであることが確認できるほか、オンライン記録からも、申立期間に係る被保険者資格の得喪は、同年同月29日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料の納付を求められることは無かったと考えられる上、同届出時点で申立期間は既に時効のため、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行つた場所として公共職業安定所を挙げていたが、同所では国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできない上、当委員会から加入手続は市役所で行うとの説明を受けた後、市役所に赴いた記憶もあるとしているが、市役所での加入手続に係る具体的な記憶は無い。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、平成 8 年 4 月、同年 5 月、同年 8 月から 9 年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、10 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月から 11 年 6 月までの期間、同年 11 月及び 12 年 1 月から 18 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、2 年 4 月から 6 年 5 月までの期間及び 12 年 1 月から 18 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで
③ 平成 2 年 4 月から 6 年 5 月まで
④ 平成 8 年 4 月及び同年 5 月
⑤ 平成 8 年 8 月から 9 年 3 月まで
⑥ 平成 9 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 平成 10 年 2 月から同年 5 月まで
⑧ 平成 10 年 7 月から 11 年 6 月まで
⑨ 平成 11 年 11 月
⑩ 平成 12 年 1 月から 18 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 4 月頃に祖母が市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、厚生年金保険加入期間（申立期間⑤）も含めて、祖母、母、元妻二人及び内縁の妻がそれぞれ私の国民年金保険料を納付していたはずであり、刑務所収監中（申立期間③）には、全額免除の手続をして免除されていたはずであるので、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

また、申立期間⑩は、元妻が保険料を納付していたという話を聞いているが、免除申請をしていたのかもしれない。

申立期間が未納期間とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 8 月 31 日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃初めて行われ、53 年 4 月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、上記加入手続が行われるまでは、申立期間①は国民年金に未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。
また、上記加入手続時期であれば、申立期間①のうち、昭和 54 年 8 月以降の保険料は時効前のため遡って納付することが可能であるが、申立人は、申立期間①の保険料について、自身又は祖母が、自宅に来た集金人又は市役所支所で納付したと述べており、上記加入手続時点で申立期間①の保険料は過年度に当たるため、現年度の保険料のみを扱う市役所では当該保険料を収納することはできず、申立人が主張する方法で申立期間①の保険料を納付することはできない。
- 2 申立人は、申立期間②の保険料について、自身のほか、申立人の母又は内縁の妻が保険料を納付していたと述べているところ、申立人の申立期間②の保険料を納付したとする内縁の妻から話を聞くことができないほか、申立人の母は、時期は定かではないが申立人の保険料を納付したことはあると述べるのみで、申立人には加入手続直後に保険料の納付済期間もあることから、申立期間②の保険料納付に係る記憶であるとの推認ができるまでには至らない上、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 56 年度以降、申立人の家族（両親、妹）に保険料の納付済期間は見当たらないことから、申立人が主張するように、申立人の母又は内縁の妻が、申立人の申立期間②の保険料を納付したと推認することは困難である。
- 3 申立人は、刑務所収監中の申立期間③の保険料について、元妻（一人目）が保険料の免除を申請し、納付は免除されていたと述べているところ、申立人の元妻から、申立期間③に係る保険料の免除を申請したことについて確認することはできず、申立期間③当時の状況は不明である上、元妻は、申立期間③当時、申立人とは異なる市に住民票を異動していることから、元妻が申立人の申立期間③の保険料の免除を申請したとは推認し難い。
また、オンライン記録によると、申立期間③のうち大半の期間について、申立人は不在被保険者として取り扱われていたことが確認でき、何らかの手続が行われていれば所在は確認できたと考えられることから、申立期間③当時に保険料の免除が申請されたとは推認できない。

4 申立人は、申立期間④から⑧までの保険料は、自身又は元妻（二人目）が、申立期間⑨及び⑩の保険料は元妻が納付し、申立期間⑩は保険料の免除を申請していたのかもしれないと述べているところ、申立人の元妻から、申立期間④から⑩までの保険料の納付や申立期間⑩に係る保険料の免除を申請したことを確認できず、当時の状況は不明である。

また、申立期間④以降の一部について保険料の納付済期間が散見されるものの、この時期には、保険料の収納事務の電算化が図られており、記録管理が適切に行われていなかった可能性も低いものと考えられることから、これだけの頻度、長期間で納付記録が漏れることも考え難い。

さらに、申立人は、申立期間⑩について、元妻が保険料の免除を申請してくれた可能性もあると述べているところ、免除の審査に当たっては、被保険者の所得を確認するため、被保険者は所得の申告を行うことが必要であるが、申立人が申立期間⑩当時住民票を置いていた市の市役所及び同市を管轄する税務署のいずれの記録からも、申立人が申立期間⑩当時に所得を申告した形跡は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、平成 16 年 4 月に不在決定されており、21 年 6 月に免除申請を行うまで不在被保険者として取り扱われていたことが確認できることから、同期間に保険料が納付又は免除されていたと推認することはできない。

5 申立人は、検認印が押された年金手帳を受け取った記憶があると主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたいずれの市でも、申立期間当時、印紙検認方式での保険料の収納は行われていないことから、申立人の主張は当時の状況と相違している上、関連する 5 市のいずれにも、申立期間に係る保険料の納付又は免除を示す記録は見当たらず、オンライン記録との齟齬も無い。また、申立人が申立期間の保険料を納付したこと又は免除されたことを示す資料も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこと又は免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと又は免除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、結婚後に役場から2年間遡って保険料を納付できるとの知らせを受けて、納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に役場から2年間遡って国民年金保険料を納付できるとの案内を受けて、何回かに分けて保険料を納付したと述べているところ、保険料の納付時期や納付金額についての記憶ははっきりとしないとしており、当時の状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）には、昭和43年10月から53年10月までの間に行われた住所変更についての記載が無く、同年同月の住所変更も56年8月頃に処理が行われたものであることが確認できることから、申立人は、43年11月の厚生年金保険加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失した後、56年頃まで国民年金に係る手続を行っていないものと思料される。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和54年度及び55年度の2年間分の保険料を56年6月から58年2月までの間に複数回に分けて分割して過年度納付しているが、当該過年度納付について覚えていないとしていることから、当該過年度納付を申立期間の保険料の納付と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間当時居住した町の電算記録では、申立期間は

未加入期間とされており、オンライン記録と齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所において勤務していたとして、複数の同僚の氏名を挙げているが、上述の同僚のうち一人は、「申立期間のB店舗の事務担当者は自分のため、申立人が、B店舗の事務担当者としてA事業所に勤務したのは、申立期間より前の期間だと思う。」と証言している。

また、A事業所は、「B店舗が加入していたC組合が届出した者を厚生年金保険に加入させていたが、当時の資料は残っていない。」と回答したため、C組合の申立期間当時のD職に照会したところ、「申立人が勤務したとするB店舗は、C組合が直接経営する店舗のため、私が採用することになるが、申立人を採用した記憶はない。」と回答している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 9 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 14 日から 56 年 3 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所を管轄するB事業所の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所にC職として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、B事業所で厚生年金保険に加入するため、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、B事業所は、「年金事務所に照会した結果、昭和 56 年度以降に採用したC職については厚生年金保険加入記録があるため、55 年度以前のC職については届出を行っていなかったと考えられる。申立期間に係る申立人の給与から保険料の控除はしていないと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人が同時期に勤務していたとする複数のC職についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2106 (事案 605 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から26年4月1日まで
(A事業所)
② 昭和26年4月1日から同年8月1日まで
(B事業所)

申立期間について、A事業所及びB事業所の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けた。

再申立てに当たって、新たな資料等はないが、同じ建物内で継続して勤務してきたことは間違いないので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言により、申立人が、申立てに係る事業所に勤務していたことを推認することはできるが、i) A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A事業所で昭和25年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B事業所で26年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得している同僚が確認でき、当該同僚からは、「A事業所が民営化される際に、適用事業所ではない別事業所に籍を置いたために、勤務場所や勤務内容に変化は無いものの未加入期間となった。その後、A事業所が民営化された際に新設されたC事業所に復帰し、C事業所が加入する組合であるB事業所において厚生年金保険に加入した。」との証言が得られ、申立人も当該同僚と同様の経緯であったと考えられること、ii) 申立人の申立期間にお

ける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る再申立てに際して、同じ建物内で継続して勤務してきたことは間違いないので納得がいかないとする以外に、新たに提出された関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 2 日から 3 年 11 月 1 日まで
(A 事業所)
② 平成 6 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(B 事業所)

年金事務所に照会を行ったところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事業所及び同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間①当時の A 事業所の社会保険の手続を請け負っていた社会保険労務士事務所は、「厚生年金保険の被保険者とした場合は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険を同時に加入手続している。」と証言しているが、当該期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A 事業所の取締役（事業主の妻）は、「申立人は、アルバイトであったと思う。当社の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者を管理している社会保険被保険者台帳には、申立人の名前が無い。厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料は控除することはない。」と回答している。

さらに、A 事業所に係るオンライン記録において、平成元年 4 月 1 日から 4 年 1 月 21 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に健康保険番号の欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚等の証言から、当該期間

において、申立人がB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は、平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、B事業所の人事労務責任者は、「申立人は、平成6年9月にB事業所に移籍させ、同年10月から厚生年金保険に加入させた。同年9月については、厚生年金保険に未加入である。社会保険の事務は、社会保険労務士事務所に任せており、厳格に対応しているので、未加入期間については、厚生年金保険料を申立人の給与より控除したとは考えられない。」と回答している。

さらに、申立期間②当時、B事業所に一緒に勤務していたと記憶する複数の同僚も、当該期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 10 日から 29 年 2 月 1 日まで
② 昭和 29 年 2 月 3 日から 33 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 1 日から 40 年 1 月 21 日まで
④ 昭和 40 年 1 月 21 日から同年 4 月 20 日まで
⑤ 昭和 40 年 4 月 21 日から 42 年 2 月 11 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③、④及び⑤に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

申立期間①及び②について、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性において、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 4 月 16 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 15 人のうち、資格喪失後 3 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 5 人を除く 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 4 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 10 日後の昭和 33 年 4 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間③、④及び⑤について、申立期間⑤の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間⑤に係る事業所を退職した後の昭和 43 年 11 月 21 日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間③、④及び⑤の脱退手当金が 44 年 1 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間⑤に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間③、④及び⑤の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額について照会を行ったところ、申立期間について標準報酬月額が引き下げられていた。これは会社の事務ミスであるので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA事業所における標準報酬月額は、申立期間の直前は3万3,000円、申立期間は1万6,000円と低くなっているが、申立人は、申立期間当時、給与が下がったことはないと主張している。

しかし、申立人が提出した昭和39年及び40年の「給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄の金額は、各年の「支払金額」から類推できる失業保険料の金額と39年1月から40年12月までのオンライン記録の標準報酬月額から計算した社会保険料の金額の合計額とほぼ一致することから、申立期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと考えることが自然である。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に同じ時期に勤務していた妻及び後にB職として当該事業所に勤務した者には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した労働者名簿から、申立人が昭和 47 年 4 月 24 日から 49 年 2 月までの期間、当該事業所にB職として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「申立人の職種であるB職については、当該事業所がC法人となった昭和 51 年 11 月 9 日以前の期間は、厚生年金保険に加入させていない。また、当該期間に勤務していた申立人から、厚生年金保険料を控除したことはない。」と証言している。

また、オンライン記録により、申立人が記憶するB職の同僚及び後にB職として勤務した者のうち、A事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の資格取得日は、C法人設立日以降であることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 58 年 8 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。
申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「申立期間当時、厚生年金保険の加入は、本人の申出による希望制であり、申立人は、厚生年金保険に加入しなかった。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間中にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、「自分は、入社後すぐに社会保険に入れてほしいと会社に頼んで、手続してもらった。」と証言している上、申立人が、同時期に勤務していたと記憶する同僚の中には、オンライン記録において、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数いることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 51 年 2 月 1 日から 60 年 3 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(A 船舶所有者)
② 平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 3 月 30 日まで
(B 船舶所有者)
③ 平成 10 年 7 月 10 日から 14 年 1 月 4 日まで
(C 船舶所有者)
④ 平成 14 年 1 月 4 日から同年 2 月 20 日まで
(D 船舶所有者)

申立期間に係る標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額と比べると低額であることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②について、申立人がA船舶所有者及びB船舶所有者のものとして提出した給料支払明細書から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていた期間があることは確認できるものの、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額と船員保険料控除額に見合う標準報酬月額との

それぞれを比べ認定される標準報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、申立期間①及び②のうち、平成9年6月については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、同年9月については、給料支払明細書の記載内容を判読することができず、船員保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

さらに、A船舶所有者及びB船舶所有者で社会保険事務及び給料計算をしていたとするB船舶所有者の事業主は、「実際に支給していた給料と標準報酬月額の誤差はあったかもしれないが、標準報酬月額に見合う保険料しか給与から控除していない。」と回答している。

加えて、B船舶所有者の事業主が提出した申立人のA船舶所有者及びB船舶所有者に係る「船員保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及びB船舶所有者に係る「船員保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる標準報酬月額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間③について、申立人がC船舶所有者のものとして提出した給料支払明細書から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額と船員保険料控除額に見合う標準報酬月額とのそれぞれを比べ認定される標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は低い額であることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成12年5月、13年6月及び同年12月並びに申立期間④については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、船員保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

さらに、C船舶所有者及びD船舶所有者の事業主だったとする者は、「社会保険事務所（当時）に届け出た報酬に各種手当を含めていなかったため、実際に支給していた給料より標準報酬月額の方が低くなってしまったが、保険料を余分に控除するようなことはしていない。」と回答している。

なお、オンライン記録において、申立人の申立期間①から④までの期間に係る標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①から④までの期間にその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 26 日から平成 6 年 3 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
A事業所は申立期間中にB事業所と名称変更したが、申立期間は継続して厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所の名称は変更したが、事業は継続していた。私は、A事業所の事業主として全喪届を提出していない。」と主張しているところ、商業登記簿から、申立期間当時、申立人がA事業所の代表取締役であったこと、昭和 59 年 11 月 24 日にB事業所と商号変更したこと、及び事業所の閉鎖の記録が無いことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は、昭和 57 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、A事業所の被保険者であった二人（申立人及び申立人の妻）は、同日に資格を喪失しており、当該原票において、申立人の資格に係る記録が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、上述の原票から、申立人は、昭和 57 年 6 月（日は不明）に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から平成 6 年 3 月までC市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A事業所がB事業所に商号変更した当時、オンライン記録及び事業所名簿において、A事業所がB事業所に名称変更した記録及びC市においてB事業

所が新規に厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 26 日から平成 6 年 3 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所は申立期間中にB事業所と名称変更したが、申立期間は継続して厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所の名称は変更したが、事業は継続していた。私の夫は、A事業所の事業主として全喪届を提出していない。」と主張しているところ、商業登記簿から、申立期間当時、申立人の夫がA事業所の代表取締役であったこと、昭和 59 年 11 月 24 日にB事業所と商号変更したこと、及び事業所の閉鎖の記録が無いことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は、昭和 57 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、A事業所の被保険者であった二人（申立人及び申立人の夫）は、同日に資格を喪失しており、当該原票において、申立人の資格に係る記録が遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、上述の原票から、申立人は、昭和 57 年 5 月 26 日に資格を喪失した後、同年 6 月（日は不明）に健康保険被保険者証が返納され、健康保険法第 55 条に基づく被保険者資格喪失後の継続療養証明書が交付されたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 1 日から平成 6 年 3 月までC市において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A事業所がB事業所に商号変更した当時、オンライン記録及び事業所

名簿において、A事業所がB事業所に名称変更した記録及びC市においてB事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。